

県立勤労者福祉施設の在り方について

長野県労働問題審議会

平成 23 年 10 月

目次

1 県立勤労者福祉施設の概要	1
(1) 経緯	1
ア 整備	1
イ 飯田・佐久・伊那勤労者福祉センターの改築	2
ウ 旧雇用促進事業団による勤労者福祉施設の市町村への譲渡	3
エ 長野県勤労者福祉センターの廃止	3
(2) 現在の県立勤労者福祉施設について	4
ア 施設の現状・特徴	4
イ 収支の状況	5
2 県立勤労者福祉施設の利用実態等	6
(1) 利用者数の推移	6
(2) 施設の利用実態	7
ア 利用団体の住所	7
イ 利用団体の種類	8
ウ 利用目的	9
エ 利用時間	10
オ 稼働率	10
(3) 周辺の類似施設の状況	12
(4) 指定管理者の認識・意向	14
ア 現在の利用状況に対する認識	14
イ 施設の利用料に関する認識	14
(5) 包括外部監査人の意見	15
3 県立勤労者福祉施設の在り方に関する基本的な考え方	16
(1) 県立勤労者福祉施設の抱える課題	16
(2) 施設の在り方に関する基本的な考え方	17
(3) 各施設における個別の状況・課題	18
(4) 今後、県に求められる姿勢と取組	22
参考資料	24
1 県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る専門委員会・委員名簿	24
2 県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る専門委員会・開催経緯	25
3 県立勤労者福祉施設の概要	26
4 県立勤労者福祉施設利用実態調査の調査方法等について	33

1 県立勤労者福祉施設の概要

(1) 経緯

ア 整備

県立勤労者福祉施設は、県の「勤労者福祉施設条例」(昭和42年長野県条例第10号)に基づき、「勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に教養施設、体育施設、娯楽施設等を提供するため」に整備された施設である。現在、県が運営している施設は、6つの勤労者福祉センター及び戸倉野外趣味活動センターの7施設である。

勤労者福祉センターは、昭和38年に長野市に長野県勤労者福祉センターを整備して以降、広域市町村圏単位での整備が進められ、平成2年の木曾勤労者福祉センターの完成により、県内10の広域圏すべてに整備された。

(現在県立施設として運営されている勤労者福祉センター)

名称	所在地	開所年度	建物構造・延床面積	指定管理者	敷地所有	主な施設内容
佐久勤労者福祉センター	佐久市 佐久平駅南	S42 (改築H13)	SRC3F 3,081㎡	佐久市	佐久市	ホール(438人)、会議室(5)、音楽室、視聴覚室、情報研究室、文化教養室(2)
飯田勤労者福祉センター	飯田市 東栄町	S42 (改築H8)	RC3F 3,398㎡	飯田市	飯田市	体育館(752㎡)、視聴覚室(2)、音楽室、研修室(4)、和室(2)
松本勤労者福祉センター	松本市 中央	S47	RC3F 3,138㎡	松本市	松本市	大会議室(540㎡)、会議室(7)、教養室(2)、音楽室、トレーニング室
伊那勤労者福祉センター	伊那市 西町	S50 (改築H13)	RC2F 3,008㎡	伊那市	伊那市	体育館(1,517㎡)、観覧席(移動式400・固定式600)、会議室(1)
中野勤労者福祉センター	中野市 三好町	S55	RC2F 2,425㎡	中野市	中野市	大会議室(700㎡)、会議室(6)、教養室(1)、音楽室、和室(2)
木曾勤労者福祉センター	上松町 上松	H2	RC2F 1,480㎡	上松町	上松町	ホール(可動式いす360席)、会議室(2)、和室、音楽室

(既に廃止された県立の勤労者福祉センター)

名称	所在地	開所年度	建物構造・延床面積	管理委託	敷地所有	主な施設内容
長野県勤労者福祉センター (H19.3廃止)	長野市 旭町	S38	RC4F 4,290㎡	(財)長野県勤労者福祉事業団	長野市	ホール、会議室、教室、音楽室、広間、宿泊施設
諏訪湖勤労総合福祉センター (H15.3廃止)	岡谷市南宮 諏訪市清水	S46	RC3F等 5,646㎡	(財)長野県勤労者福祉事業団	岡谷市 諏訪市	体育館、野球場、会議室、広間、研修室、宿泊施設

(補助金により市又は一部事務組合が設置した勤労者福祉センター)

名称	所在地	開所年度	建物構造・延床面積	主な施設内容	備考
上田勤労者福祉センター	上田市 中央	S49	RC3F 2,231㎡	大会議室、会議室、和室	上田地域広域行政事務組合が設置H23.4から上田市に移管
大町勤労者福祉センター	大町市 大町	S41	軽量鉄骨造 平屋建 3,398㎡	講堂兼体育館、会議室、娯楽室、談話室等	大町市が設置、H16.3に用途廃止(現在、建物は別用途に使用されている)

このうち上田・大町は県立の施設ではなく、市又は一部事務組合による整備に対し県が補助金を支出する方法により整備された。また、県立の8施設のうち諏訪を除く7施設は、所在市町の土地を借り、その上に県が整備したものである（中野は市の借地を含む）が、諏訪湖勤労総合福祉センターについては、旧雇用促進事業団（現在の独立行政法人雇用・能力開発機構）が設置した建物等を県が借り受けて、県立施設として運営していたものである。

戸倉野外趣味活動センターは、県が野球場、テニスコート、プール等を整備し、旧雇用促進事業団が整備したレストハウスと合わせて、昭和50年に開所した施設である。他の勤労者福祉施設と異なり、県有地に整備されている。

なお、開所当時に整備されていた施設のうち、レストハウスは後述の経緯により戸倉町（現千曲市）に譲渡されたため、平成15年に県の施設としては廃止されている。また、プールについては、千曲市からの要望により平成18年に市に土地等を譲渡しており、跡地に市の施設としてサッカー場が整備されている。

（野外趣味活動センターの概要）

名称	所在地	開所年度	建物構造・延床面積	指定管理者	敷地所有	主な施設内容
戸倉野外趣味活動センター	千曲市磯部	S50	—	千曲市	長野県	野球場、テニスコート(6面)

これらの勤労者福祉施設については、長野・諏訪を除いて、開所以来、施設が所在する市・町に管理運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度に移行している。長野・諏訪については、県の外郭団体である財団法人長野県勤労者福祉事業団に管理運営を委託していた。

イ 飯田・佐久・伊那勤労者福祉センターの改築

昭和40年代に整備された施設は、その後平成に入って老朽化が進んだため、飯田・伊那・佐久の3つの勤労者福祉センターについて改築が行われ、それぞれ新しい施設が平成8年度及び平成13年度に開所している。

（改築の状況）

名称	当初施設の開所年度	新施設の開所年度	移転・改築の内容
飯田勤労者福祉センター	S42	H8	・飯田市役所敷地内 → 旧飯田市立病院跡地 ・新たに体育館を設置
佐久勤労者福祉センター	S43	H13	・新幹線佐久平駅前に移転 ・新たに固定席のホールを設置
伊那勤労者福祉センター	S50	H13	・豪雪で屋根が崩落したため、体育館部分を解体し、隣接地に再建 ・観客席を備え、バスケットボールが2面取れる体育館に

なお、この後、県財政の悪化を踏まえ、平成15年2月に「財政改革推進プログラム」、平成19年3月に「長野県行財政改革プラン」が策定され、様々な歳出削減の取組が進められているが、県の公共施設等整備基金については、平成3年度の503億円をピークに積立額が減少し、平成17年度には同基金が廃止されるに至っている。

ウ 旧雇用促進事業団による勤労者福祉施設の市町村への譲渡

勤労者福祉施設としては、県立のほか、旧雇用促進事業団が設置した施設が県内にも数多く存在していた。同事業団は、全国で様々な勤労者福祉施設を整備し、地元の地方公共団体に運営を委託していたが、平成 11 年以降、国の方針により、施設について地元市町村等への譲渡を進めることとなった。県が運営していた諏訪湖勤労総合福祉センターについても、岡谷市及び諏訪市が施設の譲渡を受けることとなったため、県の施設としては平成 15 年 3 月末で廃止している。なお、旧雇用促進事業団が整備し、平成 17 年度までに県内の市町村等に譲渡された勤労者福祉施設は、県内で 57 施設に及んでいる。

このほか、大町市が設置した大町勤労者福祉センターについては、市が雇用・能力開発機構から類似施設の譲渡を受けたことなどから、平成 16 年 3 月に用途廃止されている。

エ 長野県勤労者福祉センターの廃止

長野県勤労者福祉センターについては、施設の老朽化が著しく、継続して運営するには多額の改修費用が必要になること、利用者については近隣の公共施設で受け入れが可能であることから、平成 18 年度末に廃止された。

なお、同センターの廃止に至る経緯は下記のとおりである。

平成 16 年 9 月 (財)長野県勤労者福祉事業団「改革実施プラン」を策定

当時、県では「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」」に基づき、外郭団体の見直しを進めていたが、上記プランにおいて、センターの管理を委託していた(財)長野県勤労者福祉事業団を平成 17 年度末に廃止することを決定。

事業団廃止後の施設については、当面は引き続き県の公の施設として継続し、管理運営については平成 18 年 4 月から指定管理者制度へ移行するが、施設の年数が経過していることから、施設の廃止を含めたあり方を再検討することとされた。

平成 17 年 2 月 長野市に対して、センターの譲渡を引き受けられるか照会

平成 17 年 4 月 長野市から当該施設を引き受けることは困難である旨回答

平成 17 年 6 月 平成 17 年度末でセンターを廃止する方針を公表

廃止の理由は、老朽化が著しく、今後引き続き運営するには多額の改修費用と運営管理費が必要となること、近隣にセンターの利用者を受け入れ可能な公共施設があること等

平成 17 年 9 月 センターの廃止のほか所要の改正を行う勤労者福祉施設条例の一部改正条例案を県議会 9 月定例会に提出

平成 17 年 10 月 県議会 9 月定例会で、条例案が継続審議となる

平成 17 年 12 月 県議会 12 月定例会本会議で、条例案のうち廃止に係る条文を削除する修正動議が可決される

平成 18 年 2 月 ホールは 17 年度末で閉鎖するが、会議室棟については 18 年度も直営で運営する方針を公表

平成 18 年 12 月 平成 18 年度末での廃止を定めた勤労者福祉施設条例の一部改正条例案を県議会 12 月定例会に提出し、可決

平成 19 年 3 月 閉館

平成 20 年 3 月 建物を解体の上、土地を長野市に返還

(2) 現在の県立勤労者福祉施設について

ア 施設の現状・特徴

労働問題審議会では、本件の検討に当たり平成22年7月に専門委員会を設置したが、同委員会においては、平成22年8月から10月にかけて現地調査を行い、施設の状況を確認した。既に記載したもののほか、各施設の現状及び特徴は、次のとおりである。

(施設の現状・特徴)

名称	現状・特徴
佐久勤労者福祉センター	・施設が新幹線・佐久平駅近くに所在。周辺地域の開発が進み、利用者数も増加傾向にある。 ・隣接地に市が1,476席のホールを中心とした「佐久市総合文化会館」の整備を計画、完成後は勤労者福祉センターと渡り廊下で連結して大・小のホールとして一体的に運営する構想があった。しかし、2010年11月の住民投票により、施設の建設が中止されることとなった。
飯田勤労者福祉センター	・体育館と会議室を併せ持つ施設で、市の社会福祉協議会等が入った「さんとびあ飯田」と渡り廊下で連結されている。 ・平成21年度の利用者数は7施設の中で最も多く、高い水準にある。
松本勤労者福祉センター	・開所年度は最も古く、施設の老朽化は進んでいるが、中心市街地に所在し、平成21年度の利用者数は飯田に次いで多い。 ・施設内に市の労政課があり、センターの管理業務のほか、市の労働行政・隣接する松本市勤労会館の管理などを行っている。
伊那勤労者福祉センター	・大規模な体育館を中心とした施設で、隣に若干規模の小さい市の体育館が整備されており、渡り廊下で連結して一体的に管理されている。 ・市民のサークル等による休日や夜間の利用が多い。
中野勤労者福祉センター	・会議室を中心とした施設であるが、大会議室は体育館としての利用も可能。 ・市街地にあるが、市の中央公民館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家など、教養・文化活動を行う類似の施設が隣接しており、他市町の施設に比較して利用は少ない。
木曾勤労者福祉センター	・JR上松駅に所在するホール・会議室を中心とする施設。 ・企業の利用が減っているため開所当時より利用は減少しているが、指定管理者である町は近隣に及ぼす経済効果を評価。
戸倉野外趣味活動センター	・県として整備した野球場、テニスコートのほか、市が整備した体育館、サッカー場、ゲートボール場などが集積している。 ・県有地に所在しており、サッカー場の整備のため、プール敷地を市に譲渡した経緯がある。

イ 収支の状況

前述のとおり、各施設は所在市町を指定管理者としている（指定期間：平成21年4月～平成24年3月(3年間)）が、各施設の収支の状況は次の表のとおりである。

平成22年度の各施設の収支の状況

(単位:円)

施設名		佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
管理 経費	人件費	15,505,102	1,440,000	39,796,739	1,000,000	2,000,000	3,293,305	6,000,000
	運営費	29,443,223	19,817,471	18,552,173	9,767,075	17,979,618	6,339,172	3,720,678
	合計(A)	44,948,325	21,257,471	58,348,912	10,767,075	19,979,618	9,632,477	9,720,678
収入 内訳	委託料	47,909	297,582	1,349,572	84,393	18,129	14,116	4,500
	施設利用料	21,125,175	8,468,625	15,612,360	4,323,280	2,771,625	3,379,922	314,200
	市町負担額(B)	23,775,241	12,491,264	41,386,980	6,359,402	17,189,864	6,238,439	9,401,978
	合計	44,948,325	21,257,471	58,348,912	10,767,075	19,979,618	9,632,477	9,720,678
市町負担割合(B/A)		52.9%	58.8%	70.9%	59.1%	86.0%	64.8%	96.7%

(平成21年度の市町負担の状況)

施設名	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
市町負担割合(B/A)	44.8%	58.7%	76.8%	59.7%	83.8%	65.1%	96.3%

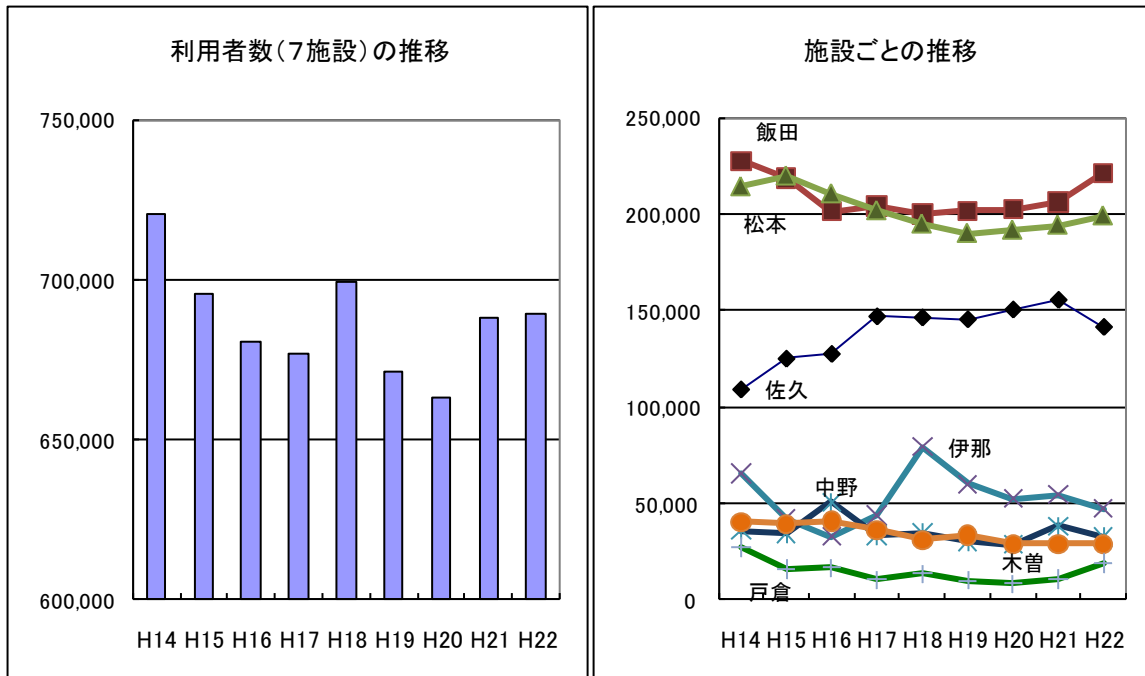
運営に対する県からの市町への委託料は、行政財産目的外使用料の収入相当額を上限としており、具体的には施設内に設置されたレストランや自動販売機に係る使用料などの範囲内となっている。市町は、このほかに利用者からの施設利用料を収入として得ているが、上記の表のとおり、いずれの施設も収入が管理に要する経費を下回っており、市町が相当の額を毎年負担している。

なお、施設の改修等については県が実施しているが、100万円未満の修繕は市町が行うこととされている。

2 県立勤労者福祉施設の利用実態等

(1) 利用者数の推移

勤労者福祉施設の利用状況については、従来、施設を利用した者の累計数を整理してきたが、平成14年度以降の各施設における利用者数の推移は次のとおりである。

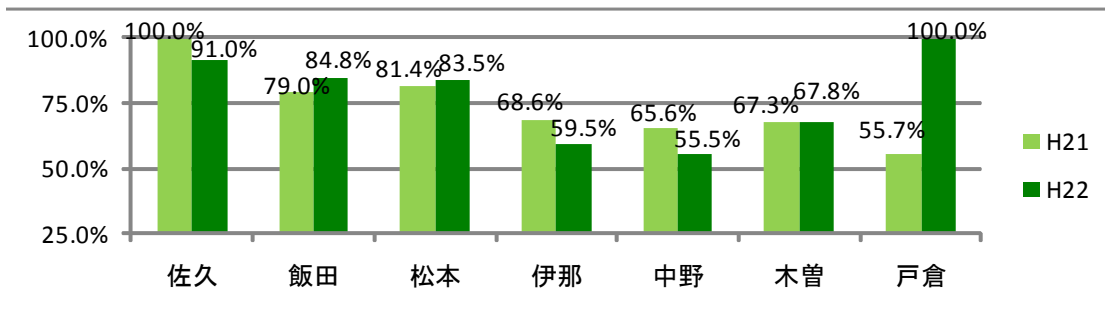


県立勤労者福祉施設(7施設)の利用者数の推移 (単位:人)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
佐久	109,415	125,230	127,666	146,959	146,411	145,478	150,495	155,463	141,549
飯田	227,665	218,590	201,552	204,395	200,025	201,740	202,600	206,290	221,375
松本	214,455	220,109	210,760	201,885	194,876	189,967	191,643	194,296	199,175
伊那	65,502	42,016	32,884	43,792	79,432	60,126	52,341	54,518	47,266
中野	35,804	34,477	50,772	33,313	34,586	30,292	28,726	38,234	32,346
木曾	40,238	39,440	40,614	36,198	30,957	33,535	29,056	28,829	29,046
戸倉	27,214	15,823	16,432	10,178	13,342	10,019	8,229	10,487	18,836
合計	720,293	695,685	680,680	676,720	699,629	671,157	663,090	688,117	689,593

(注) 戸倉のH17までの数値には、廃止されたプールの利用者数が含まれている。

平成21・22年度の利用者数をピーク年と比較 (戸倉はプール廃止後で比較)



施設名	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
ピーク年	H21	H12	H9	H18	S59	H13	H22
ピーク年利用者数(A)	155,463	261,170	238,614	79,432	58,265	42,819	18,836
H21利用者数(B)	155,463	206,290	194,296	54,518	38,234	28,829	10,487
H22利用者数(C)	141,549	221,375	199,175	47,266	32,346	29,046	18,836

平成21年度及び平成22年度の利用者数をピークとなった年度と比較すると、50～60%にと

どまっているなど、長期的にはやや減少傾向にあると考えられる施設が見られる。ただし、改築した比較的新しい施設を中心に、増加傾向を示している施設や、現在も利用者数が15万人を超えるなど高い水準にある施設も見られ、施設ごとの差異が非常に大きい。また、利用者数は多数の者が参加するイベントの有無などによって左右されるため、年度によってかなりの変動が生じている。そのため、必ずしも後で示す稼働率と連動しておらず、施設の活用状況を示すデータとしては限界があることに留意する必要がある。

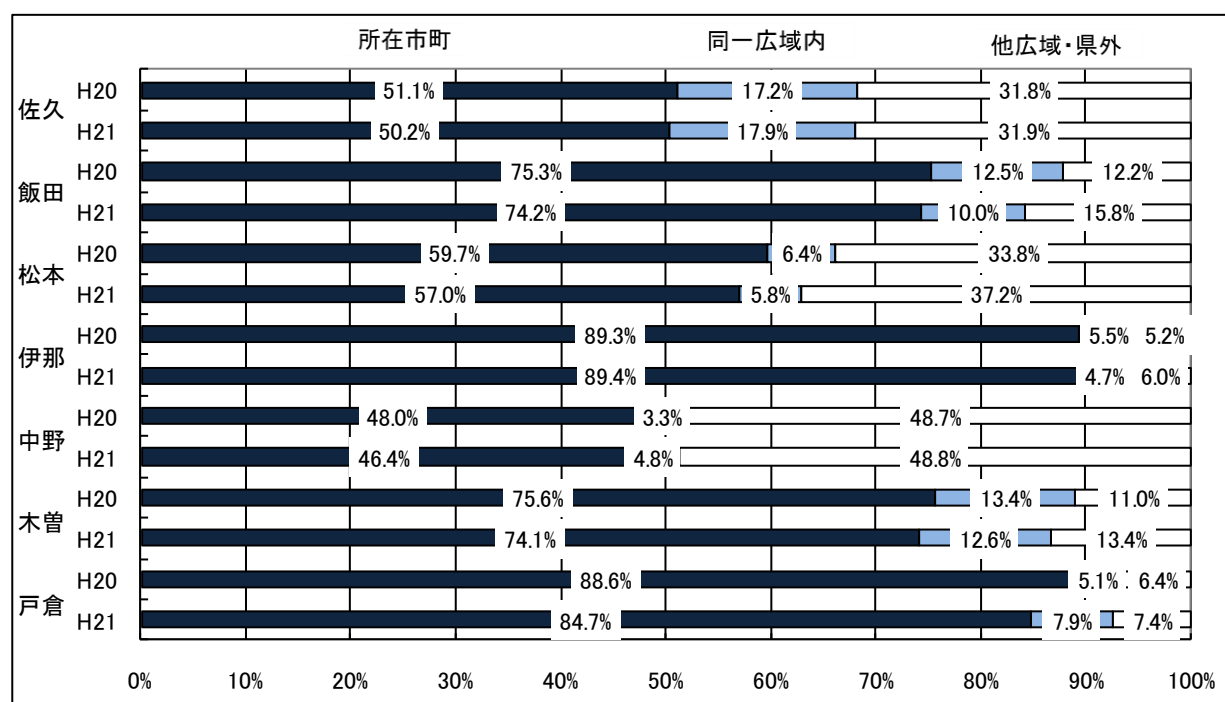
(2) 利用実態

(1)に記載した利用者数のデータでは、施設が条例の目的に沿って活発に利用されているか正確に把握することは困難であるため、専門委員会においては、平成20年度及び21年度を対象に、詳細な利用実態の調査を実施した。(調査の方法については、参考資料を参照)

ア 利用団体の住所

(利用団体の住所)

		所在市町		同一広域内		他広域・県外	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
佐久	H20	1,964	51.1%	660	17.2%	1,222	31.8%
	H21	1,762	50.2%	626	17.9%	1,119	31.9%
飯田	H20	1,687	75.3%	281	12.5%	273	12.2%
	H21	1,693	74.2%	227	10.0%	361	15.8%
松本	H20	1,670	59.7%	180	6.4%	946	33.8%
	H21	1,815	57.0%	184	5.8%	1,183	37.2%
伊那	H20	1,283	89.3%	79	5.5%	74	5.2%
	H21	1,440	89.4%	75	4.7%	96	6.0%
中野	H20	202	48.0%	14	3.3%	205	48.7%
	H21	211	46.4%	22	4.8%	222	48.8%
木曾	H20	744	75.6%	132	13.4%	108	11.0%
	H21	654	74.1%	111	12.6%	118	13.4%
戸倉	H20	263	88.6%	15	5.1%	19	6.4%
	H21	309	84.7%	29	7.9%	27	7.4%



施設を利用した団体の住所を見ると、表及びグラフのとおり、総じて所在市町の割合が高い。県立勤労者福祉施設は広域内で広く利用されることを目的として整備された施設であるが、次表のように、広域内での利用のみに限って見ると、所在市町に住所のある団体の割合の高さが際立っており、広域内の周辺市町村による利用は必ずしも活発とはいえない状況にある。

施設名	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
H20	74.8%	85.7%	90.3%	94.2%	93.5%	84.9%	94.6%
H21	73.8%	88.2%	90.8%	95.0%	90.6%	85.5%	91.4%

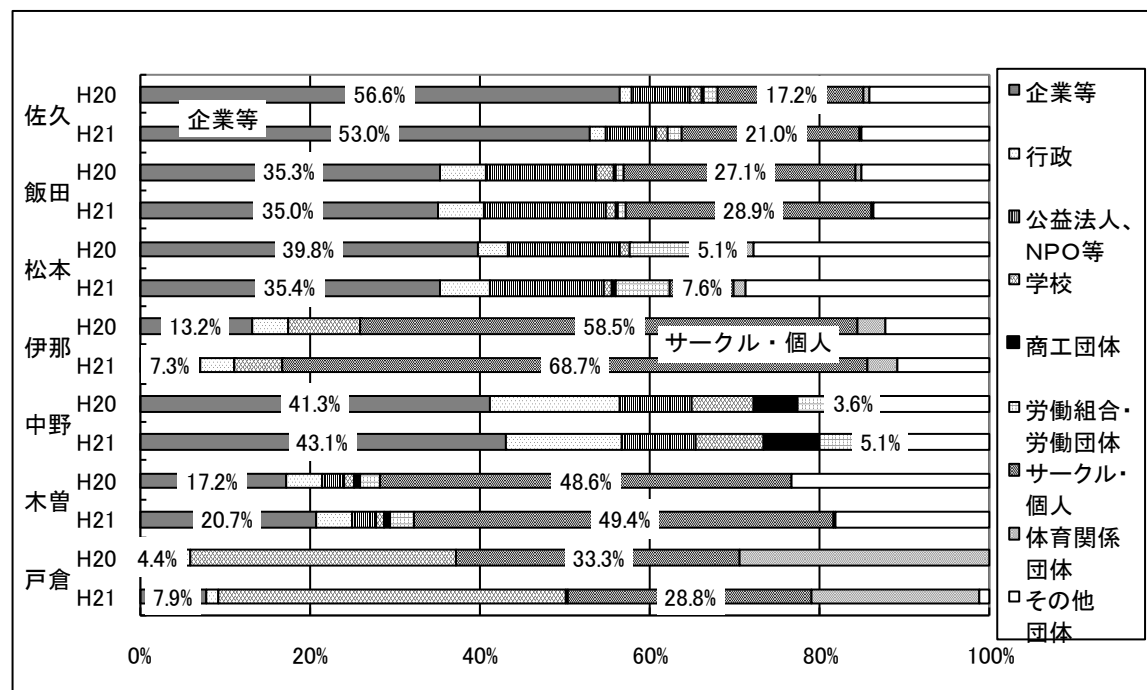
なお、「他広域・県外」の利用が多い施設（佐久・松本・中野）があるが、いずれも市街地にある会議室を中心とする施設であり、長野市や県外に所在する企業・団体が講習、説明会等で利用するケースが多い。

イ 利用団体の種類

利用団体の種類については、判別が可能な範囲で分類を行ったところ、次のとおりである。

(利用団体の種類)

(割合)		企業等	行政	公益法人、NPO等	学校	商工団体	労働組合・労働団体	サークル・個人	体育関係団体	その他団体
佐久	H20	56.6%	1.4%	6.8%	1.4%	0.2%	1.7%	17.2%	0.7%	14.0%
	H21	53.0%	1.7%	6.0%	1.3%	0.0%	1.7%	21.0%	0.1%	15.0%
飯田	H20	35.3%	5.5%	12.9%	2.1%	0.3%	1.0%	27.1%	0.7%	15.1%
	H21	35.0%	5.4%	14.3%	1.3%	0.2%	0.9%	28.9%	0.4%	13.5%
松本	H20	39.8%	3.4%	13.2%	1.1%	0.1%	7.8%	5.1%	1.7%	27.8%
	H21	35.4%	5.8%	13.4%	1.1%	0.3%	6.3%	7.6%	1.4%	28.6%
伊那	H20	13.2%	4.4%	0.0%	8.3%	0.0%	0.1%	58.5%	3.2%	12.3%
	H21	7.3%	3.8%	0.1%	5.5%	0.0%	0.1%	68.7%	3.7%	10.7%
中野	H20	41.3%	15.2%	8.6%	7.1%	5.2%	4.8%	3.6%	0.0%	14.3%
	H21	43.1%	13.6%	8.8%	7.9%	6.6%	4.6%	5.1%	0.0%	10.3%
木曾	H20	17.2%	4.3%	2.7%	1.0%	0.8%	2.2%	48.6%	0.0%	23.2%
	H21	20.7%	4.4%	2.8%	0.8%	0.8%	2.8%	49.4%	0.2%	18.0%
戸倉	H20	4.4%	1.7%	0.0%	31.3%	0.0%	0.0%	33.3%	29.3%	0.0%
	H21	7.9%	1.4%	0.0%	40.8%	0.0%	0.3%	28.8%	19.7%	1.1%



会議室を中心とする佐久、松本、中野や、会議室と体育館を合わせた施設である飯田におい

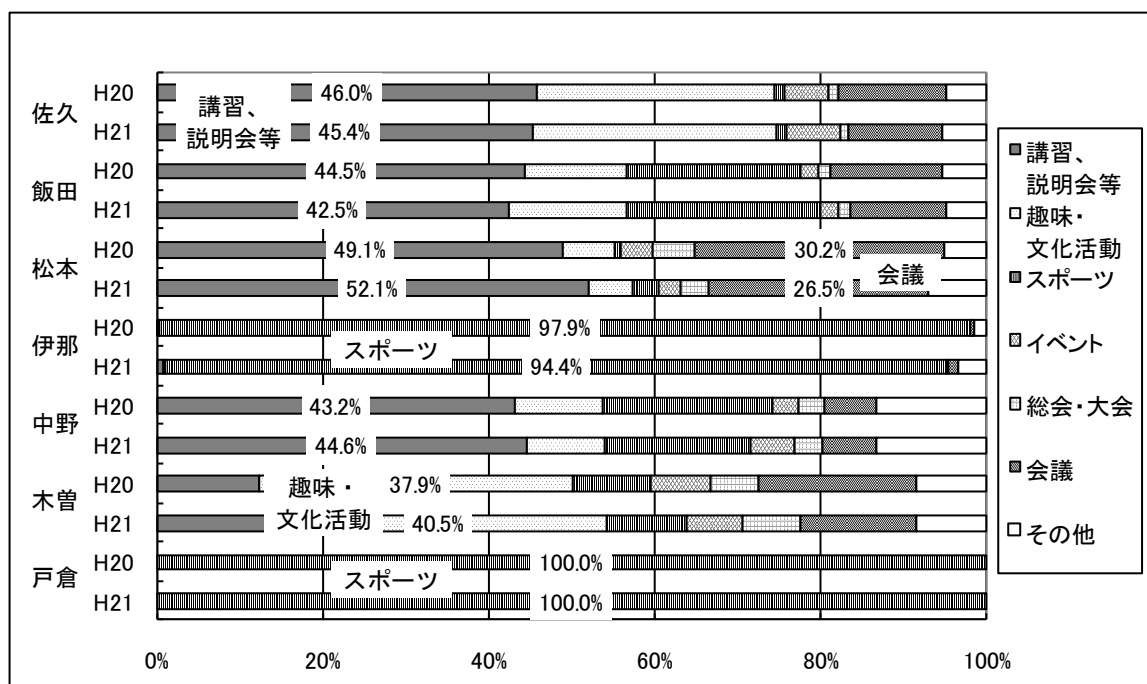
ては、「企業等」の割合が最も高くなっており、35%から60%弱を「企業等」が占めている。例外は木曾で、「サークル・個人」の割合が最も高くなっている。

これに対し、体育館である伊那では、「サークル・個人」の割合が非常に高くなっている。また、屋外体育施設である戸倉は、「サークル・個人」に加えて、市内の学校の利用が多い。

ウ 利用目的

(利用目的)

(割合)		講習、 説明会等	趣味・ 文化活動	スポーツ	イベント	総会・大会	会議	その他
佐久	H20	46.0%	28.5%	1.4%	5.4%	1.1%	13.0%	4.6%
	H21	45.4%	29.3%	1.3%	6.6%	1.0%	11.3%	5.1%
飯田	H20	44.5%	12.2%	21.0%	2.2%	1.2%	13.7%	5.1%
	H21	42.5%	14.2%	23.5%	2.2%	1.5%	11.4%	4.8%
松本	H20	49.1%	6.1%	0.9%	3.7%	5.1%	30.2%	4.9%
	H21	52.1%	5.3%	3.1%	2.6%	3.6%	26.5%	6.8%
伊那	H20	0.1%	0.1%	97.9%	0.1%	0.0%	0.5%	1.3%
	H21	0.9%	0.2%	94.4%	0.2%	0.0%	1.0%	3.4%
中野	H20	43.2%	10.7%	20.4%	3.1%	3.1%	6.4%	13.1%
	H21	44.6%	9.5%	17.6%	5.3%	3.5%	6.4%	13.2%
木曾	H20	12.3%	37.9%	9.3%	7.2%	5.9%	19.0%	8.3%
	H21	13.7%	40.5%	9.6%	6.9%	6.9%	13.9%	8.4%
戸倉	H20	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	H21	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



利用目的はあくまで相対的な分類であるが、佐久、飯田、松本、中野など会議室を中心とした施設においては、参加者を集めて行う「講習、説明会等」の割合が最も高くなっており、企業その他の団体が、外部の参加者を募って講習や説明を行うために会議室を借りる事例が多いものと考えられる。また、「会議」、「趣味・文化活動」の割合がそれに続いているが、様々なサークル等による「趣味・文化活動」の利用が多い施設もあり、とりわけ木曾では「趣味・文化活動」の割合が最も高い。

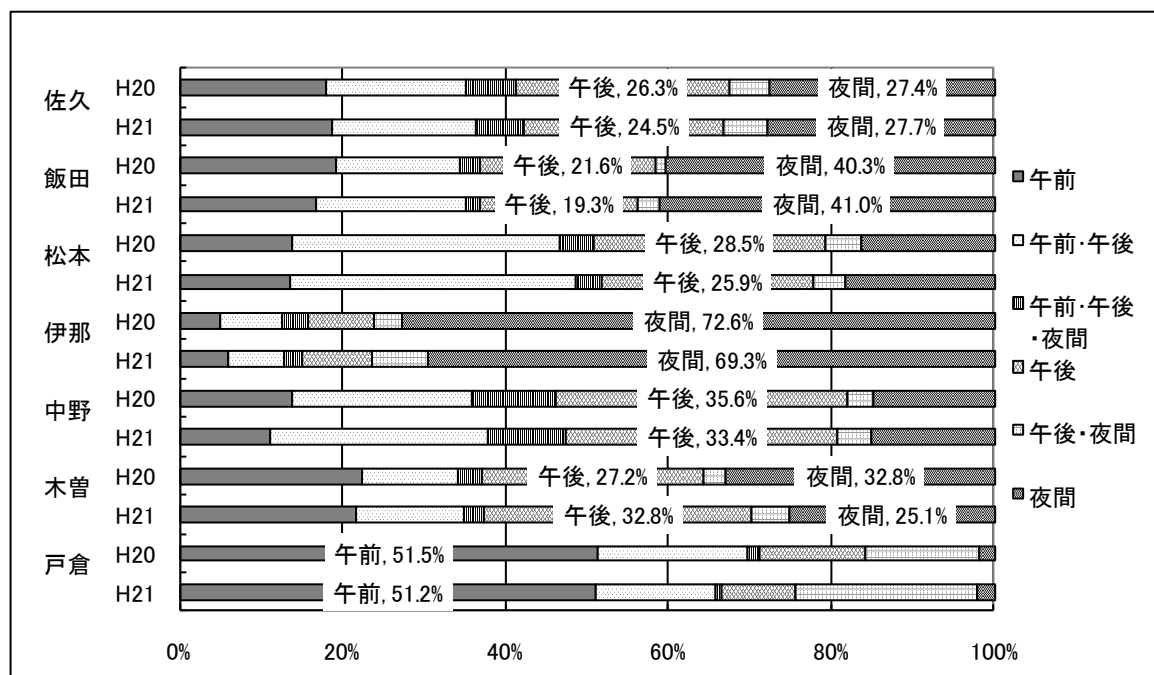
伊那、戸倉など体育施設においては、ほとんどが「スポーツ」のための利用となっている。

エ 利用時間

利用時間を「午前」「午後」「夜間」の3区分と、この区分をまたいで長時間利用する「午前・午後」「午後・夜間」「午前・午後・夜間」を加えた6種類に分類した結果は次のとおりである。

(利用時間)

		午前	午前・午後	午前・午後・夜間	午後	午後・夜間	夜間
佐久	H20	18.0%	17.2%	6.1%	26.3%	5.0%	27.4%
	H21	18.7%	17.6%	6.0%	24.5%	5.4%	27.7%
飯田	H20	19.3%	15.3%	2.3%	21.6%	1.3%	40.3%
	H21	16.7%	18.4%	1.8%	19.3%	2.7%	41.0%
松本	H20	13.8%	32.9%	4.1%	28.5%	4.5%	16.2%
	H21	13.7%	35.0%	3.2%	25.9%	4.1%	18.1%
伊那	H20	4.9%	7.7%	3.1%	8.0%	3.6%	72.6%
	H21	6.0%	6.9%	2.1%	8.6%	7.0%	69.3%
中野	H20	13.8%	22.1%	10.5%	35.6%	3.3%	14.7%
	H21	11.2%	26.6%	9.7%	33.4%	4.2%	14.9%
木曾	H20	22.5%	11.8%	2.8%	27.2%	2.8%	32.8%
	H21	21.7%	13.3%	2.5%	32.8%	4.5%	25.1%
戸倉	H20	51.5%	18.2%	1.7%	12.8%	14.1%	1.7%
	H21	51.2%	14.5%	0.8%	9.0%	22.5%	1.9%



佐久、飯田、松本、中野、木曾など会議室を中心とした施設においては、「午後」の割合が高くなっている。また、これらの施設のうち、利用団体で「サークル・個人」が多く、利用目的で「趣味・文化活動」が多い施設は、「夜間」の割合が高くなっている。

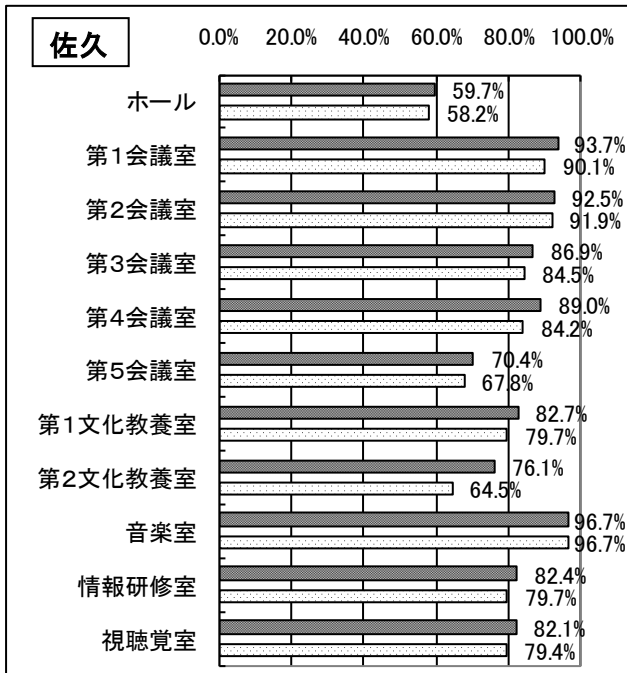
伊那においては、サークル等による平日夜間の利用が盛んであり、70%前後が「夜間」である。また、戸倉は、早起き野球やテニスの練習などで「午前」の利用が最も多くなっている。

オ 稼働率

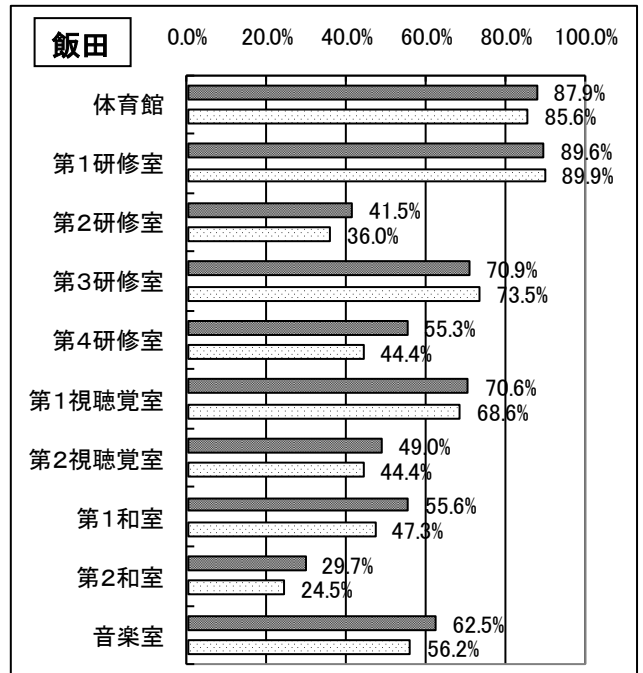
各施設の室ごとの稼働率として、管理規則等において定められた開館日において、1日に1回以上利用された日の占める割合を算出した。結果は次ページ以降のグラフのとおりである。

なお、グラフはいずれも上段が平成20年度、下段が平成21年度であるが、平成21年度は、80%以上が12(22.2%)、50%以上80%未満が18(33.3%)、50%未満が24(44.4%)となっている。

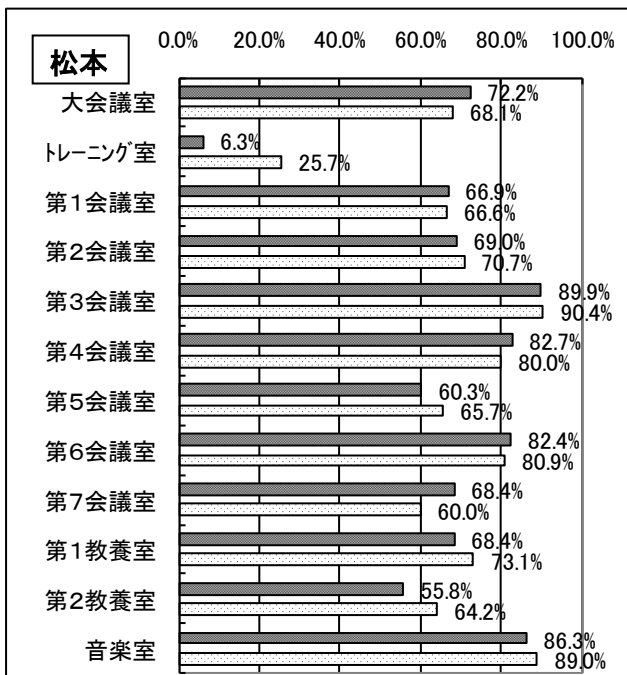
【会議室、ホール等を中心とする施設】



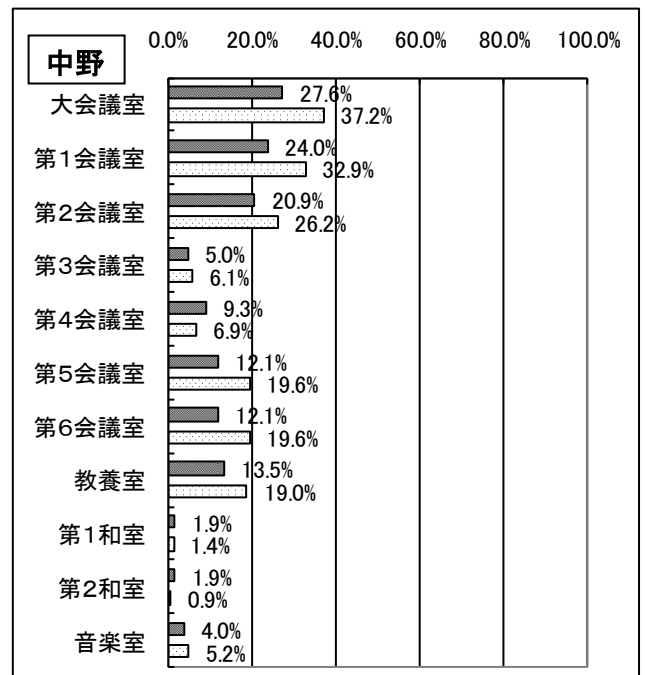
佐久は80%を超える室や80%前後の室が多くなっており、県立勤労者福祉施設の中では稼働率は高くなっている。メイン施設であるホールは60%弱となっている。



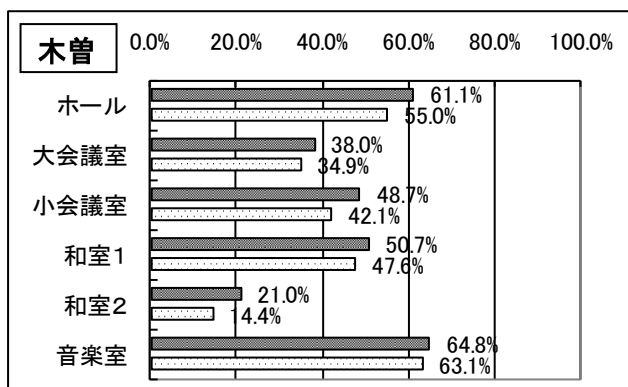
飯田では、メインの施設である体育館など80%を超える室が2つある。ただし、和室のようにやや特殊な設備を有する室など、稼働日が全体の50%を割っている室も見られる。



松本は、80%を超える室が4室あり、他はトレーニング室を除き60~70%となっている。

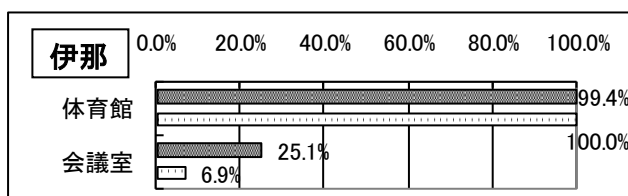


中野は、施設の利用は低調であり、いずれの室も40%を下回る状況にある。



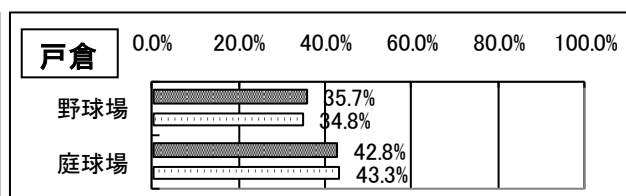
木曾はホール、音楽室は60%程度の稼働率であるが、会議室などは50%を下回っている。

【体育館・屋外体育施設を中心とする施設】



伊那は平日でも夜間の利用が多いため、ほぼ毎日稼働している。(体育館は1/2 又は 1/4 の利用が可能のため、必ずしも全面稼働ではない。)

会議室は体育館で大会等が行われる際の利用が多く、単独の利用は少ない。



戸倉は屋外施設であり、天候による使用不能の場合も利用に含めて集計したが、30~40%にとどまっている。ただし、冬季間(12~3月)は事実上使用できないことに留意する必要がある。

(3) 周辺の類似施設の状況

同一の広域内に存在する類似の公共施設について、各市町の協力を得てリストアップしたところ、下に掲げた表のとおりである。

県立の勤労者福祉施設は古いものは昭和40年代に整備されているが、周辺類似施設の開設年度を見ると、昭和50年代から市町村による類似施設の整備が活発に行われるようになり、昭和60年代、さらに平成にかけて整備が進み、平成12年(2000年)ころまでに整備が一段落している。総体として、市民に教養・文化、スポーツ等の場を提供する施設が、この間に充実してきている状況が伺える。

施設	類似施設名	所在地	開設年度	設置・運営主体
佐久 (7施設)	佐久市コスモホール	佐久市	H3	佐久市文化事業団
	佐久市交流文化館浅科	佐久市	H15	佐久市文化事業団
	佐久市駒の里ふれあいセンター	佐久市	H7	望月公民館
	御代田町複合文化施設	御代田町	H15	御代田町
	川上文化センター	川上村	H7	川上村
	南牧村農村文化情報交流館	南牧村	H9	南牧村
	小諸市働く婦人の家	小諸市	S61	小諸市

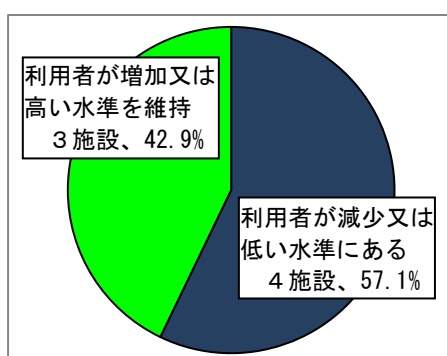
飯田 (13施設)	飯田市公民館	飯田市	S51	飯田市
	飯田市県文化センター	飯田市	S54	飯田市
	飯田文化会館	飯田市	S47	飯田市
	飯伊地域地場産業振興センター	飯田市	S58	飯田市
	飯田創造館	飯田市	S54	長野県
	飯田市上郷体育館	飯田市	S51	飯田市
	飯田市県体育館	飯田市	S53	飯田市
	飯田市山田体育館	飯田市	S59	飯田市
	飯田市切石体育館	飯田市	H2	飯田市
	飯田市南信濃体育館	飯田市	S62	飯田市
	飯田勤労者体育センター	飯田市	S51,S59	飯田市
	さんとびあ飯田	飯田市	H8	飯田市
	飯田市桐林勤労者福祉センター(サンヒルズ飯田)	飯田市	H1	飯田市
松本 (5施設)	松本市中央公民館	松本市	H11	松本市
	松本市浅間温泉文化センター	松本市	H12	松本市
	松本文化会館	松本市	S58	長野県
	あがたの森文化会館	松本市	S54	松本市
総合社会福祉センター	松本市	S58	松本市	
伊那 (20施設)	伊那市民体育館	伊那市	H13	伊那市
	サンビレッジ体育館	伊那市	H9	伊那市
	高遠スポーツ公園文化体育館	伊那市	S51	伊那市
	駒ヶ根市民体育館	駒ヶ根市	S45	駒ヶ根市
	駒ヶ根社会体育館	駒ヶ根市	S60	駒ヶ根市
	駒ヶ根飯坂体育館	駒ヶ根市	S58	駒ヶ根市
	駒ヶ根農業者トレーニングセンター	駒ヶ根市	S59	駒ヶ根市
	駒ヶ根農村交流体育館	駒ヶ根市	H8	駒ヶ根市
	駒ヶ根第2社会体育館	駒ヶ根市	S53	駒ヶ根市
	辰野町市民体育館	辰野町	S50	辰野町
	社会(羽北)体育館	辰野町	S60	辰野町
	箕輪町社会体育館	箕輪町	S63	箕輪町
	南箕輪村民体育館	南箕輪村	S52	南箕輪村
	宮田村体育センター	宮田村	S55	宮田村
	宮田村農業者トレーニングセンター	宮田村	S57	宮田村
	飯島町社会体育館	飯島町	S47	飯島町
	田切体育館	飯島町	H2	飯島町
	本郷体育館	飯島町	H4	飯島町
B&G体育館	飯島町	S61	飯島町	
中川村社会体育館	中川村	H2	中川村	
中野 (5施設)	中野市民会館	中野市	S44	中野市
	中野市中央公民館	中野市	S51	中野市
	勤労青少年ホーム	中野市	S50	中野市
	働く婦人の家	中野市	S61	中野市
	市民体育館	中野市	S49	中野市
木曽 (7施設)	木曽福島会館	木曽町	S40	木曽町
	上松町社会体育館	上松町	S48	上松町
	南木曽町社会体育館	南木曽町	H2	南木曽町
	上松町公民館	上松町	S48	上松町
	大桑村民体育館	大桑村	S54	大桑村
	木祖町社会体育館	木祖村	S59	木祖村
木曽福島体育館	木曽町	S57	木曽町	

戸倉 (12施設)	更埴体育館	千曲市	S47	千曲市
	勤労者体育センター	千曲市	S59	千曲市
	戸倉インドアコート	千曲市	H12	千曲市
	上山田多目的運動場	千曲市	S62	千曲市
	上山田庭球場	千曲市	S62	千曲市
	更埴中央グラウンド	千曲市	S61	千曲市
	千曲橋緑地グラウンド	千曲市	S55	千曲市
	平和橋緑地グラウンド	千曲市	H4	千曲市
	戸倉体育館	千曲市	S52	千曲市
	千本柳運動場	千曲市	S57	千曲市
	大西緑地公園	千曲市	H3	千曲市
	萬葉の里スポーツエリア	千曲市	H3	千曲市

(4) 指定管理者の認識・意向

以上に掲げた調査のほか、専門委員会においては、指定管理者である各市町にアンケート方式で現状に係る認識や意向について調査を行った。なお、施設の市町への移管に関する考え方についても、当初この調査の中で把握したが、後述のとおり、中間報告後に県と市町が譲渡の問題を含めて意見交換を行い、改めてこの問題に関する意向を聴取しているため、その点については3において施設ごとに記載することとする。

ア 現在の利用状況に関する認識



現在の施設の利用状況については、3施設が「利用者が増加又は高い水準を維持している」、4施設が「利用者が減少又は低い水準にある」と回答した。

また、後者の4施設のうち、利用者を増やすための何らかの対策が必要とする回答が2施設、今後の増加は見込めず、現状でやむを得ないとする回答が2施設となっている。

その反面、近隣の類似公共施設と比較した場合の評価については、他と比べれば比較的多く利用されているという回答が過半数を占めた。



イ 施設の利用料に関する認識

施設の利用料については、近隣の同種の公共施設との均衡を考慮して定めるという統一のルールに基づいて改定を行っている。このため、比較的低廉な利用料金となっているが、運営経費のうち44.8～96.3%（平成21年度決算ベース）を指定管理者である市町が負担している状況にある。この利用料の設定についての指定管理者の評価は次のグラフのとおりである。



(5) 包括外部監査人の意見

専門委員会においては、平成22年7月に第1回委員会を開催した後、ここまで記載してきたとおり、県立勤労者福祉施設の概要、経緯、現在の利用実態等について調査を進めた。

これと並行して、平成22年度の長野県の包括外部監査（包括外部監査人 公認会計士 鶴川正樹氏）が「指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営」をテーマとして実施されたが、この包括外部監査報告書（平成23年3月24日県報掲載）においては、対象施設として勤労者福祉センターを取り上げ、専門委員会における調査結果を引用しつつ、総論において次のとおり意見を述べている。

(6) 県の公の施設としての必要性（意見）

下記の施設では、県の施策の中での位置付けを明確にし、県の施設としての必要性を見直すことが重要である。また、市町村との二重投資を回避することも必要である。

④ 勤労者福祉センター

勤労者福祉センターは、歴史的には、県が施設を建設し、市町村が運営を担ってきたという経緯がある。このため、運営費用は市町村の負担であり、県の施設であることの必要性は乏しい。将来的には、市町村への移管あるいは廃止を含めて、その在り方を検討する必要がある。

また、各論においては、総じて所在市町における利用割合が高いこと、サークル・個人や労働組合・労働団体の利用が企業等よりも低いこと、利用料金の固定化など施設の所有と運営のズレによる弊害が生じていることなどを指摘した上で、施設の移管などについて次のとおり意見を述べている。

ウ 施設の移管などについて（意見）

勤労者福祉センターを県が整備し市町が運営してきたという歴史的経緯は尊重されるべきものの、勤労者福祉センターを巡っては上記のような課題が生じている。これらの課題を検討すれば、県が施設を今後も保有すべき合理的理由を見出すことができない。県は施設を廃止するか若しくは市町に譲渡するか等を検討する必要がある。

市町に譲渡する場合、修繕や施設改善に要する大規模な経費を県がどう担保するのかといった課題や市町の財政状況等への懸念が大きな課題である。そのため、県と市町との建設的な協議を継続することが重要である。

なお、監査人の意見は意見として、県立勤労者福祉施設在り方検討に係る専門委員会が設置されており、円滑な制度改革を促すためにも専門家による適切な審議を見守るべきと考える。

3 県立勤労者福祉施設の在り方に関する基本的な考え方

当審議会においては、1及び2に記載した施設の現状、利用実態等を踏まえて、県立勤労者福祉施設の在り方に関する議論を進めた。

(1) 県立勤労者福祉施設の抱える課題

県立勤労者福祉施設の現状を見ると、概ね次のような点が課題として挙げられる。

① 会議室を中心とする施設では、営利に関わる利用が比較的多く、条例に定められた「勤労者の福祉増進」という施設の目的との乖離が生じている。

各施設の利用実態を見ると、会議室を中心とする施設は、木曾を除いて、営利企業や日常的に営業活動を行っている団体である「企業等」の利用が一番多い状況にある。「企業等」に該当しない団体においても、参加者から何らかの負担を得ている例があることなどを考え合わせると、かなりの部分が営利、営業に関わる利用と考えられる。市民のサークル等による趣味・文化活動、労働団体による集会など、施設の本来の目的に沿った利用も一定程度見られるが、少なくとも会議室については、こうした需要だけで施設が埋まる状況にはないものと考えられる。

無論、企業等による利用についても、周辺住民の需要に応え、地域に一定の経済効果をもたらしているものであり、施設利用の活性化を図り、稼働率を高めていくためには重要な利用主体でもある。また、施設の運営上も、利用目的や団体の種類によって利用を排除することは困難であることから、これを一概に否定的に捉えるべきではないが、施設の設置根拠である条例に定められた施設の目的とは若干の乖離が生じている状況にある。

② 一部の施設では稼働率が低く、利用が低調にとどまっている。

施設の稼働率や利用者数は施設ごとによりかなりの差異があり、地域に定着して活発な利用が行われている施設も見られるが、中野など一部の施設においては施設の稼働率が低く、十分に活用されていない状況が伺える。これらの施設においては、今後の活性化が可能かどうかを検証し、将来的な施設の在り方を検討する必要がある。

③ 施設の利用が所在市町に偏っており、広域内で広く利用されている状況にない。また、整備する主体（県）と実質的な運営主体（市町）が異なっており、地域の実情に応じた機動的な運営、活性化に向けた対策を実施しにくい状況にある。

広域単位で県が整備した施設については、施設が所在する市町村のみならず、広域内で広く利用されることを前提としているが、県立勤労者福祉施設の利用実態を見ると、所在市町に所在する団体・個人の利用が多く、広域内の他の市町村の住民による利用は少ない状況にある。

また、県立勤労者福祉施設は、県が整備を行い、実質的には市町が使用料で賄えない運営経費を負担して運営を行ってきたものである。この方式は、県が関与することにより各地域に施設の整備を進める上で効果を挙げたと考えられるが、反面、運営は県の条例・規則に基づいて行うた

め、市町が地域の実情、各施設を取り巻く状況に応じて機動的に運営することを阻害してきた側面がある。施設の活性化をさらに進めていくためにも、県と市町の役割分担を改めて検討する必要がある。

(2) 施設の在り方に関する基本的な考え方

今後の勤労者福祉施設の在り方についての当審議会としての基本的な考え方は次のとおりである。

県立勤労者福祉施設は、県民に趣味・文化活動やスポーツ活動の場を提供するための施設として県内各地に整備され、広く利用されてきた施設である。利用者数がピーク時よりは減少傾向にある施設が多いことや、一部に利用がかなり低調に推移している施設も見られることから、その活性化に向けた検討が必要な状況になっているが、平成に入って改築した施設などにおいては現在も公共施設として高い稼働率を示しており、平成 22 年度においても 7 施設合計で年間延べ約 69 万人に利用されている。

また、建物については、昭和 40 年代に建設された松本など老朽化がある程度進み、近い将来にその存続に係る検討が必要になると見込まれる施設もあるが、耐用年数等を考慮するとまだ長期の利用が可能な施設が多い。

以上の点を考慮すると、個別には課題として存続の必要性について検討を要する施設があるものの、総体としては行政改革の対象として施設の閉鎖・廃止を直ちに検討しなければならない状況にあるものとは認められない。

他方、これらの施設については、当初の建設・改築、改修・修繕などの整備は県が行い、実質的な運営は、使用料で賄えない運営経費の負担を含め、市町に委ねるという役割分担が行われてきた。しかし、所在市町に所在する団体・個人の利用が多いということからも明らかなように、勤労者その他の住民に、教養・文化活動やスポーツ活動を行うための場を提供する行政サービスについては、本来、住民に最も身近な行政主体である市町村が行うことが望ましいと考えられる。これに反して、県立勤労者福祉施設において県と市町がこのような役割分担を行ってきたのは、施設の整備が必ずしも十分でなかった時代において、県がその整備を担うことにより県民の需要に应运ってきたものであり、その意味では一定の成果を挙げてきたものと考えられる。

しかし、市町村等によってこのような施設の建設が進んだ現在においては、県が整備に関与する必要性は乏しくなっている。現在ある施設については、県は設置主体として、その方向性が定まるまで適正な運営に責任を持たなければならないことは当然であるが、既に県内全域に勤労者福祉センターを設置するという体制が崩れていることや、利用実態として営利的な利用や所在市町における利用が多くなっていることなどに加え、県が厳しい財政状況にあることも考え合わせると、少なくとも今後県が新たに施設の改築を実施することは困難な状況であると言わざるを得ない。

以上の点を前提とすると、現在存在する建物をいかに地域のニーズに合わせて有効に活用していくのか、また県と市町の役割分担をどのように整理していくことが望ましいかという点が、県立勤労者福祉施設に関する最大の課題であると考えられる。

各施設を取り巻く状況が大きく異なっているため、具体的な対応策については施設ごとに検討を進めていくことが必要であるが、総じて言えば、所在市町の住民・団体の利用が非常に多いこと、各施設は既に周囲に存在する市町の施設と一体的に又は連携して運営されている例が多いことなどを考慮すると、施設の積極的な活用を図るためには、市町がその地域の実情に応じて自由な運営を行い得る体制を構築することが有効であると考えられる。施設の整備・所有の主体と実質的な運営主体が異なっていることから生ずる運営上の課題を解消するため、指定管理者である市町に施設を譲渡し、その自由な運営に委ねることを基本として、個々の施設を取り巻く様々な状況を考慮しつつ、今後の各施設の取扱についての協議を市町と進めていく必要がある。

むろん施設の譲渡・移管については、市や町の意向を無視して進めることはできない。各市町の現時点での考え方は、この後示すように、条件が整えば検討する意向を明らかにしているところから、譲渡の受け入れを困難とするところまで様々であるが、共通するのは今後必要になると思われる施設の改修・修繕に対する財政負担への懸念が強い点である。各市町においても県と同様にそれぞれ厳しい財政状況にあり、様々な行財政改革を進めているところであるため、こうした課題を前にして軽々に施設の受け入れを決めることができないことは、当審議会としても十分に理解するところである。こうした今後の財政負担に対する懸念に対しては、老朽化した設備の更新やユニバーサルデザイン化など、利用者が今後施設を安全かつ快適に利用していく上で必要な改修・修繕を県において行うこと、さらに譲渡に際しても、県の「財産に関する条例」の定めるルールの下で最大限柔軟な対応を行うこと等により、市町の当面の負担を軽減するよう県の側で配慮を行うことが必要である。

各市町は、譲渡に対する現時点での考え方にかかわらず、いずれも今後の施設の在り方について今後県との協議に応じていく意向であり、協議の中でこうした譲渡の条件等を真摯に話し合うことによって、受け入れを市町に促していくことが望ましい。

また、市町が受け入れを決定するに当たっては、市町内部はもとより、場合によれば議会や住民、利用者などの意向を把握し、調整する必要が生じることから、相当の時間を要することが予想される場所である。現在、各施設は平成 21 年度から平成 23 年度までを指定管理期間としており、今年度末にはその更新が必要になるが、十分な期間を確保する観点から、次期の指定管理期間（平成 24 年度から平成 26 年度までの予定）を協議と移管に向けた準備のための期間とすることが望ましい。この協議期間内に、次項に記載するような施設ごとの状況を踏まえ、譲渡の受け入れの可否はもとより、施設利用の活性化策や、将来的に当該施設をどのようにしていくのかなどの課題を含めて十分な話し合いを行い、それぞれの方向性を明確にしていく必要がある。

(3) 各施設における個別の状況・課題

中間報告の後に行われた市町との意見交換においては、以下に記載するとおり、改めて各施設の個別の状況とそれを踏まえた課題が明らかになったところである。各市町との協議においてはこうした事情に対して十分な配慮を行い、個別にきめ細かい話し合いを積み重ねることが望ましい。

① 佐久勤労者福祉センター

佐久勤労者福祉センターは、ホールや会議室を中心とした平成 13 年に移転改築された比較的新しい施設であり、近年開発が進んだ新幹線佐久平駅近くに所在し、利用者数も増加傾向が

見られる。施設の稼働率も非常に高く、今後とも地域の文化・教養活動の拠点として役割を果たしていくことが望ましいと考えられる。

この施設に関しては、隣接地における「佐久市総合文化会館」の建設計画が、平成 22 年 11 月に実施された住民投票の結果、中止されるに至った経緯がある。この建設計画においては、会館と勤労者福祉センターを連結して整備し、センターのホールを大ホールに対する小ホールとして一体的に運営していくことが想定されていたところである。市では現在、総合文化会館の整備に替えて、建設予定地に公園施設である「市民交流ひろば」を整備していく意向であるが、市の文化行政を推進する観点からも、勤労者福祉センターの移管を円滑に進め、そのホールを最大限に活用してもらうことが望ましいと考えられる。

意見交換の場においては、市はまだ譲渡を受けるかどうか判断できる状態に至っていないとの意向を示し、その背景として、まだ比較的新しい施設ではあるとはいえ、移転改築後 10 年を経て、今後修繕を要する箇所が増加しつつある状況を指摘している。県においては、こうした状況の改善などについて市と鋭意協議を行い、市が受け入れ可能な条件等を示すことによって移管を進めることが望ましいと考えられる。

② 飯田勤労者福祉センター

飯田勤労者福祉センターは、平成 8 年に改築された体育館と会議室を併せ持つ施設であり、スポーツや趣味・文化活動など幅広い活動に対応できるという特徴を有している。市の社会福祉協議会や重度障害者の通所施設の入った「さんとびあ飯田」と連結しており、市施設との一体性が強い状況にある。各施設の中では利用者数は最大であり、稼働率も比較的高い状況で推移している。公共交通機関の便がよくないことから自動車が利用者の主たる来場手段となっており、駐車場が不足しがちなため、利用者の多いイベント・会議が重なった場合等に利用に支障が生ずることがあるが、この点を除けば問題なく運営されている施設であると考えられる。

意見交換の場においては、市は、今後老朽化が進むに従って修繕箇所が増え、多額の財政負担が生ずることが予想されるが、市は行政改革の一環として現在市の施設の民間への委譲や指定管理制度の導入などを進めているところであり、これ以上市の施設を増やすことは現状では困難である、との基本的な姿勢を示している。また、勤労者福祉センターは広域ごとに整備された施設であるが、この点に関して、市は、飯田・下伊那全体の住民が利用している施設であるとして、県から南信州広域連合等下伊那郡の町村にも呼びかけ、話し合いをすることも求めている。

このため、今後の協議においては多様な観点から将来的な施設の取扱について検討していく必要があるが、市の懸念が将来的な財政負担に対するものであることを考慮すると、まずは今後の改修など市が施設を運営していける環境づくりに対する県の姿勢を示すことを通じて、譲渡の受け入れを働きかけていく必要がある。

③ 松本勤労者福祉センター

松本勤労者福祉センターは、松本市街地に所在し、かつてよりは若干減少しているものの、利用者数、稼働率ともに現在も高い水準を保っている。ただし、開所が昭和 47 年と現在運営されている施設の中では最も古く、冷暖房設備など様々な箇所で老朽化が顕著になりつつある。また、この建物は、県の県有施設耐震化整備プログラムの対象施設となっており、耐震診断の

結果、対象施設の中では危険度は高いとは言えないもの、今後耐震改修が必要な施設と位置付けられており、建物の使用を継続するためには今後相当程度の投資が必要な状況が生ずると考えられる。

意見交換の場においては、全県的な団体の利用も多いことなどから、現状の役割分担を続けていくことが望ましいとした上で、県として建て替えがもう困難な状況になっているということは理解するが、建物はまだ利用できる状況にあるので、少なくとも建物が利用できる間は現状の体制を続けてほしいとの考え方を示している。県としては、飯田市に対するのと同様に、市とともに将来的な施設の取扱について多様な観点から検討していく必要があるが、やはり当面は市が施設を運営していける環境づくりに対する県の姿勢を示すことを通じて、譲渡の受け入れを働きかけていくことが望ましい。また、今後の協議においては、まず施設がどの程度長期の利用に耐えられるのか、またそのためにどの程度の投資が必要になるのかなどの問題について整理していくことも欠かせないと考えられる。

④ 伊那勤労者福祉センター

伊那勤労者福祉センターは、平成13年に改築された体育館を中心とする施設であるが、サークル・個人のスポーツ活動のための利用が多く、平日夜間の利用が盛んであるなど、体育施設として非常に活発に利用されている。また、南信地域における体育館としては有数の規模となっており、市民の利用のみならず、大規模な大会等にも対応できる施設となっている。

利用実態としては、市内の団体・個人による利用割合が最も高い施設となっており、隣接し連結されている市営体育館とともに、市民のニーズに合わせて活用を図るべく運営を行っていくことが望ましい。

意見交換の場においては、行政改革を進める観点から施設を譲渡したいとする県の立場は理解するが、市も財政状況は苦しい状況であり、今後、市、県の両方が納得できるような結論を導き出していくために話し合っていきたいとしており、まだ明確な方向性は示していない。まだ新しい施設ではあるが、設備や体育館の床面等に若干の改修・修繕の必要性が生じ始めており、協議の中ではこうした課題について市ときめ細かく意見交換を行うことを通じて、移管の受け入れを促していく必要がある。

⑤ 中野勤労者福祉センター

中野勤労者福祉センターは、今回の利用実態調査において、他の施設と比較して稼働率が非常に低い状況が明らかになった。市及び周辺の人口規模がやや小さいことに加え、市民が文化・教養・娯楽のための活動を行うための市の施設である勤労青少年ホーム、働く婦人の家、中央公民館などが入った建物が道路を挟んだ場所にあり、これらの施設と競合していることもその原因であると考えられる。

勤労青少年ホーム等においては、いずれも施設の活動の一環として講座等を開設しているのに対し、勤労者福祉センターの管理業務はシルバー人材センターに委託して行っており、あくまで貸館のみを目的とした運営となっていることから、体制的には利用の拡大策を講ずることが難しいという事情がある。また、シルバー人材センターの活用により運営経費は抑制しているものの、市が自らの所有地だけでなく、民間から借地をした部分を含めて敷地として県に貸与しているため、人件費以外の部分で施設の運営に多額の支出を行っていることも、運営上の

問題となっている。

市は、意見交換の場において、今すぐ施設の移管を受けるのは困難であり、市としても運営のために相当の経費負担をしている状況も考慮して、当面現状の役割分担を継続してほしいとの意向を示しているが、この施設においては、譲渡の問題もさることながら、その存続を図ることが適切と考えられるレベルまで施設利用の活性化を図ることが可能かどうかを大きな主題として協議を進めていくことが必要であると考えられる。意見交換の中では、活性化のための方策として、大会議室が体育館としての利用が可能であるという特徴を生かして利用を増やしていく方法などが挙げられたが、こうした対策とその効果について、次期の指定管理期間においてきちんと評価し、それを踏まえて施設の取扱について検討していくことが望ましい。

⑥ 木曾勤労者福祉センター

木曾勤労者福祉センターは、平成2年に開所したホール、大会議室を中心とした施設である。周辺人口が最も少なく、また、施設を多く利用していた企業が木曾地域に配置する人員を削減し、センターの利用を減らした影響等もあり、他の施設と比較すれば必ずしも稼働率等は高いとは言えない状況にあるが、町内のサークル・個人に多く利用されており、町でもサークルなどの利用者と密接に連携を取り、その要望に応じて設備の充実を図るなど、地元に着目した運営が行われている。

意見交換の場においては、町では、施設が中心部の活性化に大きな役割を果たしていることを高く評価しており、地域活性化の観点から閉所は考えられず、町の活性化のための拠点として、町が関与して存続させていきたいという考えを示した。その反面、外壁、空調など修繕が必要になる部分が増加していること、また利用者には高齢者が多く、2階の会議室を利用できない場合があるため、エレベーターの設置が望ましいことなどを挙げ、こうした今後生ずる改修への対応が課題であると主張している。

今後の協議においては、こうした設備の老朽化等への対応などを含めて、移管に向けた話し合いを進める必要がある。また、将来的な施設の在り方として、町が主張するように地域活性化の拠点としての活用を進めていくことが最も適切であると考えられるため、県としても活性化に向けた取組についてはソフト面でサポートしていくことが望ましい。

⑦ 戸倉野外趣味活動センター

戸倉野外趣味活動センターの野球場及びテニスコートは、市の施設である体育館、サッカー場、ゲートボール場などの様々な体育施設が集積した一帯の中に整備されている。他の施設と異なり、県有地の上に整備された施設であり、かつては県がプールも設置していたが、市がサッカー場を整備するため、平成18年度にプール等を市の要請に応じて1億3,282万円で譲渡した経緯がある。

屋外施設であるため、事実上利用不能になる冬季を含め、稼働率は必ずしも高いとは言えないが、この野球場を中心に「寿野球全国大会」が毎年開催されるなど、市としては重要な体育施設と位置付けている。勤労者福祉センターと異なり、元来広域的な利用を想定して全県的に整備が勧められたものではないこと、既に体育館等の隣接した市立の体育施設と一体的に運営されていることを考えると、市への譲渡・移管が行われることが自然であり、意見交換においてもその点については県と市の認識は一致している。

ただし、当該体育施設の敷地となっている県有地は、野球場やテニスコート以外の施設の敷地となっている分を含めて、38,388.1㎡と広大であり、プールと同様の形で市への譲渡を行うとすると、相当多額の財政負担が市に及ぶこととなる。さらに、現在、市では、勤労者福祉センターの近隣に所在する日帰り温泉施設である「白鳥園」について、県から譲渡を受けるべく23年度当初予算にそのための経費を計上して交渉を行っているところであり、市としてはこれを優先せざるを得ず、前向きには検討するが、時期についてはその問題が解決した後、財政的に負担が可能な状況になってからとしたい旨を主張している。

当審議会としても県有地の譲渡による市への移管が最終的にはもっとも望ましいと考えるが、他施設に続いて県施設の購入のために多額の支出をすることは困難であるとの市の主張は十分に理解できるところであり、譲渡のタイミングについては市の財政状況も踏まえて検討していく必要がある。また、市の財政負担を軽減する一つの方法として、バックネットなど県有地上の構築物のみ譲渡し、敷地は当面无償貸与とするなどの方法も考えられるところであり、その進め方については今後柔軟に検討していく必要がある。

(4) 今後、県に求められる姿勢と取組

当審議会としては、この最終報告に沿って県と市町が互いに協議を行い、その結果として勤労者福祉施設がよりよい形で運営が行われていくことを望むものであるが、そのためには設置者である県が責任を持って必要な取組を実施していくことが欠かせない。終わりに当たって、県が今後勤労者福祉施設の改革を進めていく上で取るべき基本的な姿勢や、求められる取組について記載する。

○ 対等な立場での協議・市町との協力関係の維持

改めて言うまでもなく、施設の譲渡・移管を進める場合だけでなく、どのような形で見直しが進められるにしても、市や町の同意がなければ施設の在り方を改革することは事実上困難である。県立勤労者福祉施設は、これまで県と市町が協力して運営してきた施設であり、県はこうした歴史的な経緯を十分に認識し、対等な立場での協議を真摯に行うとともに、引き続き市町との良好な協力関係を維持することに努める必要がある。

○ 市町が施設を運営していくための環境づくり

地方分権を進めるためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主導的な役割を担っていくことが必要であり、身近な行政サービスの提供はできるだけ市町村が主体となって行い、県は広域的な観点からその支援を行っていくという役割分担が最も望ましい。当審議会においても、この考え方を踏まえて検討を進め、県と市町の役割分担の見直しを提言したところであるが、県は、市町が自らの判断と責任のもとで、引き続き地域に必要な施設としての勤労者福祉施設を運営していくための環境づくりに努めなければならない。

このためには、前述したとおり、必要な施設の改修やより市町の負担の少ない形での移管を進めることにより、当面の財政負担に対する市町の懸念に配慮することが欠かせないが、このほかにも、移管後の運営に対しても、施設の活性化策に対するソフト面での支援を行うなど、必要なサポート体制を構築していくことが望ましいと考えられる。

○ 設置者としての責任を踏まえた当面の適正な運営

この報告書の示す方向に沿って協議が順調に進んだとしても、必要な改修・修繕の実施を含めて準備が完了し、施設の移管が実現するには、少なくとも次期の指定管理期間に相当する期間を要する見込みであり、実際に県が施設の運営から離れるまではかなりの時間を要するものと予測される場所である。

当然のことながら、県は、各施設の方向性が定まり、その措置が実現に移されるまでは、引き続き施設の設置主体として責任を持って適正な施設の運営に努める必要がある。また、移管等に当たっては、できる限り円滑な実施を図り、施設設置者としての責任を全うするよう努める必要がある。

○ 利用者の利便性の確保

言うまでもなく、在り方の見直しに当たっては、施設の利用者、特に本来の目的である勤労者が施設を利用する際に支障が生じないよう、その利便性の確保に最大限の配慮を行う必要がある。この報告書で示したように、在り方の見直しが施設の設置主体の変更にとどまる限り、利用者の利便性向上につながることはあっても、それを大きく阻害する状況は生じないものと考えられるが、仮に何らかの影響が生ずる場合は、まずその回避に努力するとともに、利用者への説明や意向の聴取、代替措置の検討などを十分に行うことが不可欠である。

また、移管に当たっては、その必要性や経緯について、県としても市町と協力して利用者へ十分な説明を行い、混乱が生じないよう努めることが望ましい。

参考資料

1 県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る専門委員会・委員名簿

敬称略

	氏 名	現 職	備 考
学識経験者	小 林 貫 男	前中野市副市長	
	安 藤 絵 美 子	弁護士	労働問題審議会委員
労働者代表	中 山 千 弘	連合長野事務局長	労働問題審議会委員
使用者代表	磯 貝 勇 悟	長野県経営者協会 教育研修部次長	
指定管理者	林 壽 樹 (~ H23. 3. 31) 山 田 正 (H23. 4. 1 ~)	松本市商工観光部労政課長	
	伊 藤 厚 (~ H23. 3. 31) 伊 藤 幸 男 (H23. 4. 1 ~)	伊那市教育委員会 スポーツ振興課長	

6 名

2 県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る専門委員会・開催経緯

平成 22 年 7 月 13 日 第 1 回専門委員会

- ・ 県立勤労者福祉施設の現状と課題
- ・ 今後の調査・検討の進め方について

平成 22 年 8～10 月 利用実態調査、指定管理者意向調査、現地調査

- 現地調査 8 月 23 日 木曾、松本
9 月 17 日 佐久、戸倉、中野
10 月 19 日 伊那、飯田

平成 22 年 11 月 25 日 第 2 回専門委員会

- ・ 県立勤労者福祉施設の利用実態調査等の結果について
- ・ 基本的な考え方について

平成 23 年 3 月 22 日 第 3 回専門委員会

- ・ 中間報告書（素案）について

(平成 23 年 4 月 18 日～5 月 17 日 中間報告案のパブリックコメント 意見なし)

平成 23 年 6 月 13 日 平成 23 年度第 1 回労働問題審議会

委員長が出席し、審議会に対して中間報告を実施

平成 23 年 6～8 月 各市町との意見交換

平成 23 年 9 月 5 日 第 4 回専門委員会

- ・ 最終報告書（案）について

(平成 23 年 9 月 7 日～10 月 6 日 最終報告案のパブリックコメント 意見なし)

平成 23 年 10 月 25 日 平成 23 年度第 2 回労働問題審議会

委員長が出席し、審議会に対して最終報告を実施
原案どおり了承

3 県立勤労者福祉施設の概要

長野県佐久勤労者福祉センター

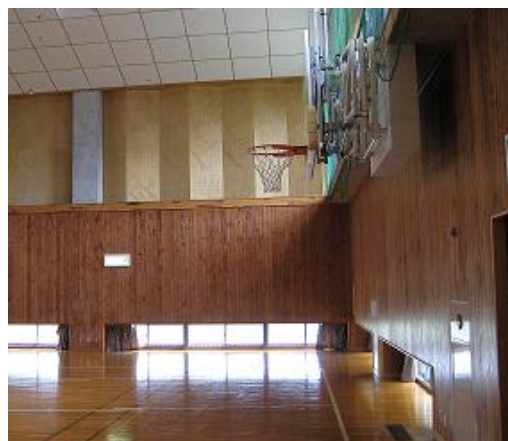


[施設の概要]

- 1 名称 長野県佐久勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県佐久市佐久平駅南4-1
- 3 施設の規模等
 - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート3階建
 - (2) 建築延面積 3,081.41 m²
 - (3) 敷地面積 6,000.00 m²
 - (4) 建設年月日 平成13年2月21日
 - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
ホ ー ル	固定席438人、 車椅子12人、親子室	
第1文化教養室	8人	10畳
第2文化教養室	8人	10畳
音 楽 室	24人	83.13m ²
情報研究室	39人	60.86m ²
視聴覚室	39人	80.75m ²
第1会議室	18人	34.85m ²
第2会議室	24人	48.96m ²
第3会議室	42人	66.64m ²
第4会議室	24人	48.28m ²
第5会議室	192人	264.5m ²

長野県飯田勤労者福祉センター



【施設の概要】

- 1 名称 長野県飯田勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県飯田市東栄町3108-1
- 3 施設の規模等
 - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート3階建
 - (2) 建築延面積 3,398.05 m²
 - (3) 敷地面積 2,962.39 m²
 - (4) 建設年月日 平成8年9月30日
 - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
体 育 館		752.0m ²
第1研修室	30人	46.45m ²
第2研修室	30人	46.45m ²
第3研修室	120人	171.63m ²
第4研修室	150人	193.09m ²
第1視聴覚室	45人	73.18m ²
第2視聴覚室	45人	73.18m ²
音 楽 室	45人	73.18m ²
和 室 1	20人	29.70m ² (18畳)
和 室 2	20人	29.70m ² (18畳)

長野県松本勤労者福祉センター



【施設の概要】

- 1 名称 長野県松本勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県松本市中央4-7-26
- 3 施設の規模等
 - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート3階建
 - (2) 建築延面積 3,138.430㎡
 - (3) 敷地面積 5,220.430㎡
 - (4) 建設年月日 昭和47年3月10日
 - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
大会議室	300人	540.0㎡
第1会議室	72人	144.0㎡
第2会議室	72人	144.0㎡
第3会議室	15人	36.0㎡
第4会議室	54人	72.0㎡
第5会議室	72人	144.0㎡
第6会議室	54人	72.0㎡
第7会議室	132人	216.0㎡
第1教養室	25人	44.3㎡
第2教養室	25人	44.3㎡
トレーニング室		72.0㎡
図書室	16人	16.0㎡

長野県伊那勤労者福祉センター



[施設の概要]

- 1 名称 長野県伊那勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県伊那市西町5834-8
- 3 施設の規模等
 - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート2階建
 - (2) 建築延面積 3,008.25㎡
 - (3) 敷地面積 5,000.00㎡
 - (4) 建設年月日 平成13年2月19日
 - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
体 育 館		1,517.00㎡
会 議 室	20人	79.64㎡

長野県中野勤労者福祉センター



【施設の概要】

- 1 名称 長野県中野勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県中野市三好町 1-4-27
- 3 施設の規模等
 - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート2階建
 - (2) 建築延面積 2,424.590 m²
 - (3) 敷地面積 3,334.107 m²
 - (4) 建設年月日 昭和55年11月30日
 - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
大会議室	700人	700.0m ²
第1会議室	27人	37.0m ²
第2会議室	27人	40.0m ²
第3会議室	21人	29.0m ²
第4会議室	27人	38.0m ²
第5会議室	27人	40.0m ²
第6会議室	84人	123.0m ²
教養室	30人	78.0m ²
音楽室	60人	85.0m ²
和室 1	30人	39.0m ²
和室 2	30人	39.0m ²
幼児室	10人	20.0m ²

長野県木曾勤労者福祉センター



[施設の概要]

- 1 名称 長野県木曾勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県木曾郡上松町大字上松 1 5 9 - 4
- 3 施設の規模等
- (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート2階建
- (2) 建築延面積 1,479.88 m²
- (3) 敷地面積 1,656.40 m²
- (4) 建設年月日 平成2年10月30日
- (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
ホ ー ル	360席	345.20m ²
音 楽 室	40人	79.64m ²
大会議室	70人	135.47m ²
小会議室	30人	62.15m ²
和 室	20人	40.73m ² (20畳)

長野県戸倉野外趣味活動センター



【施設の概要】

- | | |
|-----------|--|
| 1 名称 | 長野県戸倉野外趣味活動社センター |
| 2 所在地 | 長野県千曲市磯部西新田1406-1 |
| 3 施設の規模等 | |
| (1) 敷地面積 | 38,388.01 m ² |
| (2) 建設年月日 | 昭和50年8月1日 |
| (3) 施設の内容 | |
| ア 建物 | |
| (ア) 管理棟 | コンクリートブロック造平屋建
延面積 27.56 m ² |
| イ 工作物 | |
| (イ) 野球場 | 1面 |
| (イ) 庭球場 | 6面(クレーコート) |

4 県立勤労者福祉施設利用実態調査の調査方法等について

県立勤労者福祉施設の在り方検討を行うに当たり、施設の利用実態・傾向を把握するため、各指定管理者の協力を得て、平成 20 年度及び 21 年度の各施設の利用実績について調査を実施したものである。

調査は、各指定管理者から平成 20 年度及び 21 年度の利用に係る使用許可申請書等の提供を受け、県においてその記載情報を入力・集計した。なお、各項目の件数は使用許可の件数であり、複数の日の利用を同時に申請した場合は、1 日の利用ごとに 1 件としている。

調査結果は概ね本文に記載したが、利用団体の種類及び利用目的の区分は次のとおりである。

利用団体の種類

「企業等」…営利企業など継続的に営業を行っている団体。必ずしも営利企業の形態を取っていない場合であっても、参加者から料金を徴するなど営業を行っていると考えられる場合はこれに含めた。

「行政」…国、県、市町村又はこれらの行政主体が開催する会議など。

「公益法人、NPO 等」…社団法人、財団法人、NPO 法人など公益・非営利活動を実施している団体。

「学校」…大学、高校、小中学校、専門学校・各種学校など。PTA など学校関係者による利用もここに含めた。

「商工団体」…商工会議所、商工会など。

「労働組合・労働団体」…労働組合のほか、労働者福祉協議会など労働者福祉等に係る団体。

「サークル・個人」…県民により趣味、スポーツ、文化活動を行うために組織されたサークルや、個人名での許可申請が行われたもの。

「体育関係団体」…体育協会やスポーツ競技連盟など。

「その他」…以上のいずれにも該当しない団体。政治団体、宗教団体、親睦団体などが含まれる。

利用目的

「講習、説明会等」…講習・講座・研修や説明会・相談会等と記載されたもの。参加者を集めて講習や説明を行っていると考えられるものはこの区分に含めた。

「趣味・文化活動」…趣味や様々な文化活動を行うために会議室等を利用しているもの。

「スポーツ」…スポーツ活動を行うために体育館等を利用しているもの。

「イベント」…展示会・フェア、講演会、演劇・コンサートなど。

「総会・大会」…総会、大会等と記載されたもの。団体の構成員を広く集めて行っていると考えられるものはこの区分に含めた。

「会議」…会議、会合、ミーティング等と記載されたもの。団体内部で行っている会議と考えられるものはこの区分に含めた。

「その他」…以上のいずれにも該当しないもの。

いずれも分類に当たっては申請書等に記載された名称等から推定したが、分類が困難なものは「その他」に含めた。相対的な分類であり、厳密なものではない点に留意する必要がある。